

電気事業法第四十五条第二項に規定する指定試験機関を定める省令の一部を改正する省令新旧対照条文（傍線は改正部分）
 ○電気事業法第四十五条第二項に規定する指定試験機関を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百二十三号）

改正案		現行			
電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十五条第二項に規定する経済産業大臣が指定する者として次の者を指定する。					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">名称 財団法人電気技術者試験センター</td> <td style="width: 50%;">主たる事務所の所在地 東京都中央区八丁堀二丁目九番一号</td> </tr> </table>	名称 財団法人電気技術者試験センター	主たる事務所の所在地 東京都中央区八丁堀二丁目九番一号	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">名称 財団法人電気技術者試験センター</td> <td style="width: 50%;">主たる事務所の所在地 東京都千代田区有楽町一丁目七番一号</td> </tr> </table>	名称 財団法人電気技術者試験センター	主たる事務所の所在地 東京都千代田区有楽町一丁目七番一号
名称 財団法人電気技術者試験センター	主たる事務所の所在地 東京都中央区八丁堀二丁目九番一号				
名称 財団法人電気技術者試験センター	主たる事務所の所在地 東京都千代田区有楽町一丁目七番一号				